

地域材の利用を推進します！

令和6年度 津山市地域材利用促進事業補助金

津山市では、地域材の積極的な使用を推進することにより、津山市内の林業の振興と地域経済の活性化を図るため、県産森林認証材（以下、「認証材」という）を使用して建築物の新築又は改修を行う者に補助金を交付します。

●補助対象者及び対象建築物（以下の条件の全てに当てはまること）

① 津山市内で、認証材※を用いて新築又は改修される建築物※であること

※この補助金において、認証材とは、県内の森林管理認証（FM認証）を受けた森林から生産され、「岡山県木材業者登録」を受けている製材業者が製材・乾燥した製材品をいう。

※戸建て住宅のほか、認証材を使った建築物（事務所、倉庫、車庫、フェンスなど）も対象

② 新築又は改修に使用する認証材の材積が、1 m³ 以上となる建築物

③ 今年度において、当補助金の交付を受けていない建築物

④ 以前に、改修する箇所と同一の箇所について、本市の改修に関する補助金の交付を受けていない建築物

⑤ 新築の場合、建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が、令和5年4月1日以降（補助金申請年度の前年度以降）の建築物

⑥ 建築主又は市内に活動拠点を置く建築関連業者（大工・工務店等）

⑦ 申請者に市税等の滞納が無いこと

⑧ 令和7年3月31日（月）までに、交付申請兼実績報告ができること

●補助金額

<補助金額> 認証材 1 m³ あたり8万円（千円未満は切り捨て）

<補助金額の上限>

使用する認証材に係る乾燥業者、製材業者及び納材業者が、市内に事業所を有する場合	800,000円
使用する認証材に係る乾燥業者、製材業者又は納材業者のうち、いずれかが市内に事業所を有さない場合	500,000円

補助金交付申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、認証材が工事施工地へ納材される日の20日前までに申込みください。

●受付期間 令和6年4月1日（月）から 予算の範囲内で先着順

●申請・問い合わせ先 津山市山北520番地 津山市役所本庁舎

津山市 農林部 森林課 TEL (0868) 32-2078

申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

その他の補助金について

条件によって以下の補助金の交付対象となる場合がありますので、あらかじめ津山市地域材利用促進事業補助金の申込み時にお知らせください。

1. 津山市三世代世帯居住促進補助金
2. 津山市木づかい定住促進対策補助金 ※1、2は併用できません

◆1. 津山市三世代世帯居住促進補助金

三世代世帯で居住するために住宅を新築・リフォームした人に対し、上乗せで補助金を交付します。

●補助対象者（下記の要件をすべて満たす人）

- ① 三世代以上で居住するために新築・リフォームする人
- ② 地域材利用促進事業補助金の交付決定があった住宅に住む人
- ③ 工事完了後の住宅に入居後、三世代以上で定住する意思がある人
- ④ 市税等の滞納がないこと
- ⑤ 「津山市木づかい定住促進対策補助金」の交付申請をしていない人
等

●補助金の額

認証材1㎡あたり3万円とし、30万円を上限とする。（千円未満は切り捨て）

●申請方法

地域材利用促進事業補助金の交付確定後、補助金交付申請書に必要書類を添付し、森林課へお申込みください。

※世帯全員の住民票を工事完了後の住宅の住所に移してから申請してください。

◆2. 津山市木づかい定住促進対策補助金

市外から市内に定住目的で住宅を新築・リフォームした人に対し、上乗せで補助金を交付します。

●補助対象者（下記の要件をすべて満たす人）

- ① 地域材利用促進事業補助金申込日時時点で、市外に住民票が継続して1年以上ある人
 - ② 地域材利用促進事業補助金の交付決定のあった住宅に住んでいる人
 - ③ 工事完了後の住宅に入居後、市内に定住する意思がある人
 - ④ 「津山市三世帯世帯居住促進補助金」の交付申請をしていない人
- 等

●補助金の額

認証材1㎡あたり5万円とし、50万円を上限とする。（千円未満は切り捨て）

●申請方法

地域材利用促進事業補助金の交付確定後、補助金交付申請書に必要書類を添付し、森林課へ申込みください。

※住民票を工事完了後の住宅の住所に移してから申請してください。

●三世帯世帯居住促進補助金、木づかい定住促進補助金 受付期間

令和6年4月1日（月）から 予算の範囲内で先着順

※年度内に転居が困難な場合は翌年度も申請できますので、ご相談ください。

●申請・問い合わせ先

津山市山北520番地 津山市役所本庁舎 4階

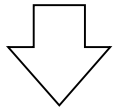
津山市 農林部 森林課 TEL (0868) 32-2078

申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

◆「津山市地域材利用促進事業補助金」手続きの流れ◆

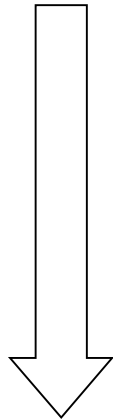
申請者

申込み
(納材日の20日前)



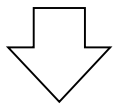
市役所

補助金交付予定決定通知



申請者

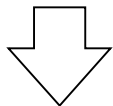
交付申請兼実績報告



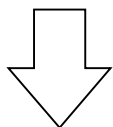
市役所

書類審査・現地調査

市役所



交付決定兼額の確定通知



申請者

請求

請求書受取後、補助金をご指定の口座に振り込みます。

1. 交付申込時の提出書類

- ① 申込書 (様式第1号)
- ② 工事請負契約書 (写し) (収入印紙が貼付されていること)
※工務店が自社で使う建築物を建築する場合など請負契約が不要の場合は、省略可。
- ③ 新築の場合は、確認済証又は建築工事届 (写し)
- ④ 新築の場合は、建築物の平面図
- ⑤ 改修の場合は、木材の使用箇所が分かる図面及び工事前の写真
- ⑥ 改修の場合は、登記事項証明書 (建物) の写し又は要約書
もしくは資産証明書
- ⑦ 申請者の市税等完納証明書 (原本。申込みから3か月以内に発行されたもの)
※同一年度2回目以降の申込みでは省略可
個人 (事業主) の場合: 個人の市税等完納証明書
法人の場合: 法人及び代表者個人の市税等完納証明書
- ⑧ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書 (様式第2号)
※同一年度2回目以降の申込みでは省略可
- ⑨ 建築主と建物の所有者が異なる場合は、工事を行うことについての同意書

2. 交付申請 (実績報告) 時の提出書類

- ① 交付申請兼実績報告書 (様式第4号)
- ② 県産森林認証材使用証明書 (様式第5号)
- ③ 県産森林認証材納材証明書 (様式第6号)
- ④ 新築の場合は、納材業者から入荷した地域材の確認写真
- ⑤ 改修の場合は、工事完成写真及び地域材の使用箇所が分かる写真

- ・ 三世帯世帯居住促進補助金
- ・ 木づかい定住補助金 を申請する場合は次ページへ



◆三世代補助金・木づかい定住補助金手続きの流れ◆

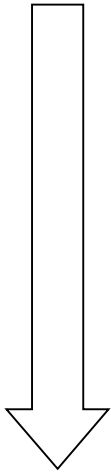
※施主又は購入者が申請してください。

※住民票を新居の住所に移してから申請してください。

◎提出書類

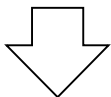
申請者

補助金交付申請



市役所

書類の審査・
補助金確定通知



申請者

請求

請求書受取後、補助金をご指定の口座に振り込みます。

三世代補助金を申請する場合

- ①三世代補助金交付申請書（様式第1号）
- ②定住誓約書（様式第2号）
- ③世帯全員の住民票の写し（原本。続柄の記載されたもの。申請から3か月以内に発行されたもの。）
※住民票で親子関係が確認できない場合、確認できる書類（戸籍謄本等）を追加で提出してください。
- ④申請者の市税等完納証明書（原本。申請から3か月以内に発行されたもの）
- ⑤津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

木づかい定住補助金を申請する場合

- ①木づかい定住補助金交付申請書（様式第1号）
- ②定住誓約書（様式第2号）
- ③申請者の住民票の写し（原本。申請から3か月以内に発行されたもの）
- ④戸籍の附票等、地域材利用に係る住宅補助金等の申込日から遡って90日以内のいずれかの時点で、市外に住所が継続して1年以上あることが確認できるもの。
- ⑤申請者の市税等完納証明書（原本。申請から3か月以内に発行されたもの）
- ⑥津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

◎市役所から送付する書類

- ・ 交付決定兼額の確定通知
- ・ 請求書